

枚方市人権協会設立趣意

「人権の世紀」といわれている 21 世紀の現在においても、同和問題、外国人問題、女性問題、障害者問題、いじめ、虐待など、様々な人権問題が存在しています。国際的にも人権尊重の機運が高まりつつある中、私たち一人ひとりが命の尊さや人間の尊厳を認識し、自らの能力と個性を発揮して、自立・自己実現を図ることができる、人権が尊重される豊かな社会の実現に努める必要があります。

そこで本市では、1999 年（平成 11）に「人権教育のための国連 10 年枚方市行動計画」を策定し、人権教育・啓発を進めてきました。また、人権の視点から行政運営を推進していく必要性から 2002 年（平成 14）に「枚方市人権施策基本方針・計画」を策定し、人権課題の施策の方向性を示し、それらの推進に努めています。

本市独自の「人権教育のための国連 10 年枚方市行動計画」では、2003 年（平成 15）の中間年に見直しを行い、同計画の後期の具体的な取り組みを補強する観点から、人権教育・啓発の施策の再構築を行い、2004 年（平成 16）に「枚方市人権教育・啓発基本計画」として策定しました。また、これらの方針、計画の推進に併せて、憲法が保障する自由及び権利を市民の不断の努力によって保持していくため、2004 年（平成 16）3 月 15 日に「枚方市人権尊重のまちづくり条例」を制定し、人権尊重を基礎とした地域社会をめざした人権施策を積極的に推進していくことにしています。

市では、人権が侵害されたとき、いかに救済するのか、いかに未然に予防するのか、また、いかに自立支援するのかという視点から、人権教育・啓発をはじめとする人権施策の取り組みを進めていますが、より実効性のあるものとするためには、行政・企業・団体・市民などの参画による「新たな公の性格を有する組織」との連携で、一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の実現をめざす必要があります。また、「枚方市人権尊重のまちづくり条例」がめざす、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていくには、今日的な人権課題に機動的かつ適切に対応していかなければなりません。そのためには、「人権啓発」・「人権相談」・「自立支援」に関する施策を積極的に推進する必要があります。そうしたことから、「人権啓発」、「人権相談」、「自立支援」の施策を中心的に担う新たな公の性格を有する組織としての「枚方市人権協会（仮称）」を設立するものです。

< 設立経過 >

「枚方市人権協会」を設立するため、2004 年度において、「枚方市人権協会」の構成予定団体（枚方市人権を考える市民の会、枚方地区人権擁護委員会、枚方事業所人権推進連絡会、枚方市社会福祉協議会）の代表による「設立準備会」を設置し、枚方市人権政策室も参画し、計 3 回の準備会議で検討を進め、2005 年 3 月 31 日に設立総会を開催することとなりました。